

(設置)

第1条 建設工事、測量、設計、工事管理及び各種調査の請負を行う入札に参加する者に必要な資格の審査をし、業者の格付を行い、優秀にして確実なる請負業者(以下「業者」という。)を厳正かつ公正に選定するため、沼田市請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 競争入札に参加させようとする業者の適格性の判定及び格付に関する事。
- (2) 業者の指名及び停止に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者とする。

3 副委員長は、総務部長職にある者とし、委員は、経済部長、都市建設部長、契約検査課長、農林課長、建設課長、建築住宅課長、都市計画課長、街なか対策課長及び上下水道課長の職にある者とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて担当職員の出席を求め、説明を聴取することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の審議は、公開しない。

2 会議の秘密に属する事項は、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、契約検査課で処理する。

附 則

この訓令は、昭和57年8月2日から施行する。

附 則(平成元年3月28日訓令甲第4号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月24日訓令甲第1号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日訓令甲第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日訓令甲第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓令甲第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月10日訓令甲第17号)

この訓令は、平成17年2月13日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令甲第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月25日訓令甲第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月7日訓令甲第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月26日訓令甲第8号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日訓令甲第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日訓令甲第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。